

家庭用品検査結果（令和3年度）

家庭用品とは、衣料品や洗剤など私たちが日常生活で使用している生活用品のことをいいます。家庭用品は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき検査を行っています。

令和3年度、健康福祉局生活衛生課が市内販売店で、61検体を購入して検査を行いました。その検体について、延べ440項目の検査を実施しました。検査の結果、規制基準を超えた検体はありませんでした（表1）。参考に、規制基準を示しました（表2）。

表1 令和3年度 家庭用品検査検体内訳及び検査結果

	検 体 数	違 反 検 体 数	検 査 項 目 数	検査項目内訳													
				ホルムアルデヒド*1	ホルムアルデヒド*2	有機水銀化合物	トリフェニル錫化合物	トリブチル錫化合物	水酸化ナトリウム 又は水酸化カリウム	塩化水素又は硫酸	メタノール	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	デイルドリン	DTTB*3	アゾ化合物*4	容器試験*5
繊維製品																	
よだれ掛け	5	5	5														
中衣	10	10	10														
外衣	6	6	6														
下着	13	13	9	4													
くつ下	6	6	6														
おしめカバー	1	1	1														
手袋	2	75	1									1	1	72			
帽子	3	7	3									2	2				
寝衣	2	4	4														
寝具	1	1	1														
えり飾り	2	168													168		
タオル	1	48													48		
床敷物	1	72													72		
家庭用化学製品																	
家庭用洗剤	1	5							1							4	
住宅用洗剤	1	5								1						4	
家庭用エアゾル製品	2	6									2	2	2				
家庭用塗料	1	3															
家庭用接着剤	1	3				1	1	1									
つけまつげ用接着剤	2	2		2	1	1	1										
合 計	61	0	440	46	6	2	2	2	1	1	2	2	2	3	3	360	8

*1 乳幼児（生後 24 か月以下）用

*2 乳幼児用以外

*3 DTTB は 4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾールの略称

*4 アゾ化合物から生成する発がん性を有する又は疑いのある 24 種の特定芳香族アミンを測定

*5 漏水試験、落下試験、耐酸性・耐アルカリ性試験、圧縮変形試験

表2 家庭用品検査項目及び規制基準

検査項目	用途	検査対象	規制基準
ホルムアルデヒド	樹脂加工剤	乳幼児(生後24か月以下)用繊維製品	吸光度差が0.05以下又は16 $\mu\text{g/g}$ 以下
		乳幼児用以外の繊維製品、つけまつげ等用接着剤	75 $\mu\text{g/g}$ 以下
有機水銀化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	検出しないこと
トリフェニル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 $\mu\text{g/g}$ 以下
トリブチル錫化合物	防菌防カビ剤	家庭用塗料、くつ墨、くつクリーム、ワックス、繊維製品、家庭用接着剤	錫として1 $\mu\text{g/g}$ 以下
水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	洗浄剤	家庭用洗浄剤	アルカリの量として5%以下
塩化水素 硫酸	洗浄剤	住宅用洗浄剤	酸の量として10%以下
メタノール	溶剤	家庭用エアゾル製品	5%以下
テトラクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1%以下
トリクロロエチレン	溶剤、汚れ落とし、シミ取り	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0.1%以下
ディルドリン	防虫加工剤	繊維製品	30 $\mu\text{g/g}$ 以下
DTTB	防虫加工剤	繊維製品	30 $\mu\text{g/g}$ 以下
アゾ化合物	染料	繊維製品、革製品	特定芳香族アミンとして30 $\mu\text{g/g}$ 以下
容器試験		住宅用・家庭用洗浄剤	各試験(漏水、落下、耐酸性・耐アルカリ性、圧縮変形)に適合する容器強度を有すること

【 理化学検査研究課 薬事・家庭用品担当 】